

新旧対照表

○神奈川県宅地造成等規制法施行細則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所の所管区域内（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域を除く。）において行われる宅地造成に関する工事等に係る次の各号に掲げる事務は、土木事務所長に委任する。この場合において、宅地造成に関する工事等が行われる区域をその所管区域に含む土木事務所が2以上あるときは、当該宅地造成に関する工事等が行われる区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所の長に委任する。</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第30条の規定による書面の交付に関すること。</u></p> <p>(許可申請書等の併願等)</p> <p>第3条 <u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第8条第1項又は第12条第1項の規定によ</u></p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所の所管区域内（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域を除く。）において行われる<u>法第3条の指定事務及び宅地造成に関する工事等</u>に係る次の各号に掲げる事務は、土木事務所長に委任する。この場合において、宅地造成に関する工事等が行われる区域をその所管区域に含む土木事務所が2以上あるときは、当該宅地造成に関する工事等が行われる区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第30条の規定による書面の交付に関すること。</u></p> <p>(許可申請書等の併願等)</p> <p>第3条 <u>法第8条第1項の規定による許可又は法第12条第1項の規定による変更の許可に係る工事に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第</u></p>

新	旧
<p>る許可又は変更の許可に係る工事に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の築造の工事が含まれる場合においては、許可申請書は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条の規定による申請書に併せて提出しなければならない。</p>	<p>5号の規定による道路の築造の工事が含まれる場合においては、許可申請書は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条の規定による申請書に併せて提出しなければならない。</p>
<p>2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による開発行為に<u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における</u>法第12条第1項の規定による変更の許可に係る工事が含まれる場合においては、許可申請書は、都市計画法第30条第1項又は第35条の2第2項の規定による申請書に併せて提出しなければならない。</p>	<p>2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による開発行為に法第12条第1項の規定による変更の許可に係る工事が含まれる場合においては、許可申請書は、都市計画法第30条第1項又は第35条の2第2項の規定による申請書に併せて提出しなければならない。</p>
<p>3 前2項の規定により許可申請書を併せて提出する場合において、併せて提出する他の図書に<u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における</u>省令第4条第1項の表に掲げる図面に明示すべき事項が記載されているときは、許可申請書に添付すべき当該事項に係る図面を省略することができる。</p>	<p>3 前2項の規定により許可申請書を併せて提出する場合において、併せて提出する他の図書に省令第4条第1項の表に掲げる図面に明示すべき事項が記載されているときは、許可申請書に添付すべき当該事項に係る図面を省略することができる。</p>
<p>（設計者の資格の明記）</p>	<p>（設計者の資格の明記）</p>
<p>第5条 <u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における</u>法第9条第2項の規定により資格を有する者の設計によらなければならない工事の許可申請書には、当該設計者の土木又は建築に関する課程を修めた最終の学校名及びその学校を卒業した後の土木又は建築の技術に関する実務の経験年数（当該設計者が1級建築士である場合は、その登録番号）を許可申請書の設計者住所氏名欄に記入する等<u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとさ</u></p>	<p>第5条 <u>法第9条第2項の規定により</u>資格を有する者の設計によらなければならない工事の許可申請書には、当該設計者の土木又は建築に関する課程を修めた最終の学校名及びその学校を卒業した後の土木又は建築の技術に関する実務の経験年数（当該設計者が1級建築士である場合は、その登録番号）を許可申請書の設計者住所氏名欄に記入する等宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第17条各号に掲げる資格を有する旨を明記しなければならない。</p>

新	旧
<p>れる場合における宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第17条各号に掲げる資格を有する旨を明記しなければならない。</p> <p>（擁壁の代替措置）</p> <p>第7条 <u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における政令第15条第1項の規定により、河川、池沼、公園、広場その他これらに類する場所で災害の防止上支障がないものに接する崖</u>については、石積み、編柵その他土木事務所長（鎌倉市、藤沢市又は秦野市の区域内において行われる宅地造成に関する工事については、知事。以下同じ。）が災害の防止上支障がないと認めるものの設置をもつて、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えることができる。</p> <p>（工事現場における表示等）</p> <p>第8条 <u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第8条第1項の規定により許可を受けた工事の工事施行者は、当該許可を受けた旨を、第2号様式により当該工事現場の見やすい場所に表示し、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。</u></p> <p>（工事施行状況の報告等）</p>	<p>（擁壁の代替措置）</p> <p>第7条 <u>政令第15条第1項の規定により、河川、池沼、公園、広場その他これらに類する場所で災害の防止上支障がないものに接する崖</u>については、石積み、編柵その他土木事務所長（鎌倉市、藤沢市又は秦野市の区域内において行われる宅地造成に関する工事については、知事。以下同じ。）が災害の防止上支障がないと認めるものの設置をもつて、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えることができる。</p> <p>（工事現場における表示等）</p> <p>第8条 <u>法第8条第1項の規定により許可を受けた工事の工事施行者は、同条の規定による許可を受けた旨を、第2号様式により当該工事現場の見やすい場所に表示し、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。</u></p> <p>（工事施行状況の報告等）</p>

新	旧
<p>第9条 <u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第8条第1項又は第12条第1項の規定により許可を受け、又は変更の許可を受けた工事の工事施行者は、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を作成し、当該工事の完了後速やかに土木事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p>略</p> <p>2 (略)</p> <p>(宅地造成工事に関する証明書の交付の申請)</p> <p>第10条 <u>一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における省令第30条の規定により建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者が、その計画が法第8条第1項又は法第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、宅地造成工事に関する証明書交付申請書（第3号様式）に、当該計画が法第8条第1項又は法第12条第1項の規定に適合していることを証するため土木事務所長が必要と認める書類を添えて、土木事務所長に申請しなければならない。</u></p>	<p>第9条 <u>法第8条第1項の規定により許可を受け、又は法第12条第1項の規定により変更の許可を受けた工事の工事施行者は、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を作成し、当該工事の完了後速やかに土木事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p>略</p> <p>2 (略)</p> <p>(宅地造成工事に関する証明書の交付の申請)</p> <p>第10条 <u>省令第30条の規定により建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者が、その計画が法第8条第1項又は法第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、宅地造成工事に関する証明書交付申請書（第3号様式）に、当該計画が法第8条第1項又は法第12条第1項の規定に適合していることを証するため土木事務所長が必要と認める書類を添えて、土木事務所長に申請しなければならない。</u></p>

第3号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

宅地造成工事に関する証明書交付申請書

年 月 日

神奈川県知事
殿
(神奈川県 土木事務所長)

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

神奈川県宅地造成等規制法施行細則第10条の規定により、以下の宅地に関する事項について、宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

宅 地 に 関 す る 事 項	宅 地 の 所 在 及 び 地 番				
	宅地造成許可等の年月日	年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 ()			
	宅 地 造 成 の 概 要	宅地の 面積		切 土 又 は 盛 土 の 面 積	
	受けようとする確認又は認定				
※					

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第3号様式（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

宅地造成工事に関する証明書交付申請書

年 月 日

神奈川県知事
殿
(神奈川県 土木事務所長)

申請者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

神奈川県宅地造成等規制法施行細則第10条の規定により、以下の宅地に関する事項について、宅地造成等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

宅 地 に 関 す る 事 項	宅 地 の 所 在 及 び 地 番				
	宅地造成許可等の年月日	年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 ()			
	宅 地 造 成 の 概 要	宅地の 面積		切 土 又 は 盛 土 の 面 積	
	受けようとする確認又は認定				
※					

備考 ※印の欄には、記入しないでください。